

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱

制 定 平成25年10月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。以下「条例」という。）第7条から第9条まで及び第13条の規定に基づき、八尾市が締結する公共工事等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者といい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 有資格者 入札の参加者の資格を有する者をいう。

- (7) 契約部会 八尾市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第5条に規定する八尾市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会をいう。
- (8) 下請負人等 条例第7条各号に規定する者をいう。
- (9) 契約担当者 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。第12条第1項第2号において「財務規則」という。）第2条第7号に規定する市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者及び病院事業管理者、教育長等をいう。
- (10) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (11) 指定出資法人 本市が出資する法人のうち、資本金、基本金その他これらに準ずるものに係る本市の出資・出えん比率が25パーセント以上である法人をいう。

（入札等排除措置等）

第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、契約部会の議を経て、当該有資格者を公共工事等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等排除措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の議を経ることなく当該有資格者について入札等排除措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等排除措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体、法人その他団体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき入札等排除措置を行なった有資格者及び登録取下げ者について、入札等排除措置を行なった日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等排除措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の議を経て、入札等排除措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により入札等排除措置を行なったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等排除措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(有資格者の審査における排除)

第5条 契約担当者は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等排除措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 契約担当者は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、一般競争入札を行うに当たり、入札等排除措置を受けている有資格者（以下「入札等排除者」という。）の入札参加を認めてはならない。

2 契約担当者は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札等排除者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を行うに当たり、入札等排除者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その指名を取消し、又は契約の締結を行わないこととする。

3 契約担当者は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、入札等排除者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に掲げる者の所有する土地を本市の事業

用地として買収する必要がある場合など、契約の目的及び内容から入札等排除者を随意契約の相手方とする特別の必要がある場合を除く。

(1) 入札等排除者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第9条 契約担当者は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 契約担当者は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体等に対する措置)

第10条 第5条から前条までの規定は、入札等排除措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体、法人その他団体についても適用する。

(契約の解除の指導)

第11条 契約担当者は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第12条 契約担当者は、公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収し、八尾市に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は指定出資法人であるとき。

(2) 契約相手方が有資格者であって、かつ、財務規則第119条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略するとき。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等排除措置等を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。

(1) 暴力団員又は役員等のうち暴力団員の事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 八尾市暴力団排除条例施行規則（平成25年八尾市規則第70号。以下「施行規則」という。）第3条各号に掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。この場合において、誓約書を提出しなかった契約相手方が有資格者であるときは、当該有資格者に対し、八尾市入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を行うものとする。

（不当介入に対する措置）

第13条 契約担当者は、契約相手方及び下請負人等が公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第9条第2項に基づき、速やかに本市へ報告することを求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約担当者は、契約相手方又は下請負人等が前項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

（勧告及び公表等）

第14条 条例第13条第1項の規定による指導又は勧告は、指導書（様式第1号）又は勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による公表は、当該公表に係る者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実について、市役所前の掲示場への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による公表の理由の通知は、公表理由等通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 条例第13条第3項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

5 条例第13条第3項の規定による意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、本要綱の運用にあたっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（入札等排除措置の通知等）

第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札等排除措置、同条第3項の規定による入札等排除措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

（指定管理者等への適用）

第17条 市長は、指定管理者がその管理する公の施設の管理の業務に関し事業者と契約を締結する場合においては、当該指定管理者を公共工事等の契約相手方と、当該事業者を下請負人等とそれぞれみなして、条例、施行規則及びこの要綱の規定を適用する。

2 前項の規定は、指定管理者以外の者で、契約担当者が定めるものについて準用する。

（指定出資法人等への指導）

第18条 市長は、指定出資法人に対して、条例、施行規則及びこの要綱の規定に基づき契約担当者が行う公共工事等の事務と同様の事務を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定は、指定出資法人以外の者で、契約担当者が定めるものについて準用する。

（その他）

第19条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、市長は、八尾市行政対象暴力対策連絡協議会又は契約部会の審議を経て措置を決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(八尾市暴力団等排除措置要綱の廃止)

- 2 八尾市暴力団等排除措置要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の八尾市暴力団等排除措置要綱による入札等排除措置を受けている有資格者等は、この要綱の規定による入札等排除者とみなす。
- 4 この要綱による規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、第12条の規定は、この要綱の施行の日以後に、契約の締結を行う公共工事等について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に契約の締結を行う公共工事等について適用する。

別表

措 置 要 件	措 置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

様式第 1 号（第14条関係）

指導書 第 号 年 月 日 様 _____ 印 八尾市暴力団排除条例第13条第1項の規定により、次のとおり指導します。	
指導の内容	
指導をする理由	
備 考	
注 この指導に従わなかったときは、勧告することがあります。	

様式第2号（第14条関係）

勸告書 第 号 年 月 日 様 _____ 印 八尾市暴力団排除条例第13条第1項の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告をする理由	
備 考	
注 この勸告に従わなかったときは、八尾市暴力団排除条例第13条第2項の規定によりその旨を公表することがあります。	

様式第3号（第14条関係）

公表理由等通知書

第 号

年 月 日

様

印

八尾市暴力団排除条例第13条第2項の規定による公表を予定しているので、同条第3項の規定により、次のとおりその理由を通知します。

また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見を記載した書面を提出してください。

公表の理由	
書面の提出先	(電話番号)
書面の提出期限	年 月 日 ()

注1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

2 やむを得ない理由があるときは、意見を記載した書面の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。

3 代理人を選任したときは、意見を記載した書面の提出期限(口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時)までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

4 意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。